

研究用ケタミン (粉体) について

1. 譲渡許可の条件

譲渡者、譲受者ともに麻薬取扱者免許を所持していることが必要です。  
また、熊等の大型獣の捕獲研究等において、高濃度のケタミン溶液の使用が  
必須であり、その調製のためにケタミン (粉体) が必要な場合に限ります。

2. 譲渡許可申請の手続き

ケタミン (粉体) の譲渡・譲受について、譲渡者及び譲受者で合意した後、  
麻薬及び向精神薬取締法 (昭和28年法律第14号) 第24条第11項に基づ  
き、厚生労働大臣に譲渡許可を申請することになります。

3. 供給元の連絡先

第一三共プロファーマ株式会社  
(部署名) 管理部計画グループ  
研究用ケタミン担当  
(郵便番号・住所) 〒103-8541 東京都中央区日本橋小網町1-8  
(Tel) 03-3664-1179  
(Fax) 03-3664-1172

4. 供給時期等

毎年1月～2月の間に上記供給元あてに御依頼ください。  
ただし、緊急に必要となった場合には、供給元あてに御相談ください。